

国立大学法人山口大学 一般事業主行動計画

本学においては、平成 17 年度から次世代育成支援対策推進法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた行動計画策定指針の基本的な視点を踏まえ、

- ① 男性も女性も共に、全ての職員が個性と能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、
- ② 仕事と子育てを両立させることができ、また地域社会との共存を図りながら教育研究活動を行うために、行動計画を定め、引き続き積極的な両立支援のための取り組みを進めていきます。

1. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

2. 内容

目標 1：男性職員の育児休業取得率を 50%とする。

<取組>

令和 7 年 4 月～ 研修、ニュースレターやメルマガ等を通じて周知・啓発を継続して行うとともに、管理職や対象者以外の教職員への理解促進をし、男性職員がより育児休業・育児参加休暇を取得しやすい職場環境づくりを行う。

また、「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を推進し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を更新する。

令和 8 年 4 月～ 子育てに関する諸制度を周知するために、職員が利用しやすいホームページを構築する。

目標 2：常勤職員（フルタイム）の月平均時間外勤務時間を 30 時間以内とする。

<取組>

令和 7 年 4 月～ 職員の健康維持・増進、ワークライフバランスを高める意識の醸成のため、ニュースレターやメルマガ等を通じて周知・啓発を継続して実施する。